

宮城県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成29年1月10日

宮城県監査委員	齋	藤	正	美
宮城県監査委員	坂	下		賢
宮城県監査委員	工	藤	鏡	子
宮城県監査委員	成	田	由	加里

記

- 1 監査委員の報告日
平成28年9月12日
- 2 通知のあった日
平成28年10月31日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 税務課・地方税徴収対策室

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成27年度収入未済額

現年度分 1,735,423,962円

過年度分 3,044,091,239円

合 計 4,779,515,201円

・平成26年度収入未済額

現年度分 1,705,086,450円

過年度分 3,604,984,294円

合 計 5,310,070,744円

ロ 措置の内容

県税収入未済額は、平成26年度決算から約5億3千万円の縮減（▲10%）が図られたものの、更なる縮減を進めるために、平成28年3月に策定した新たな「県税滞納額縮減対策3か年計画」に基づき、税収確保に努めていく。

計画の重点税目である個人県民税は、依然として県税収入未済額の約8割を占めているため、県税事務所に設置した市町村滞納整理業務改善支援チームを中心に、市町村が単独で高い徴収率を実現できるよう積極的に支援を行うとともに、連携・協働して縮減対策を実施していく。

具体には、県税職員の市町村職員との併任の拡大のほか、地方税徴収対策室による集中的な滞納整理の実施、県による直接徴収の実施、特別徴収の推進、宮城一斉滞納

整理強化月間の設定などの徴収対策を継続して行っていく。

個人県民税以外についても、引き続き債権差押、搜索やタイヤロックなどの滞納処分を中心とした取組を徹底するとともに、財産のない滞納者への滞納処分の執行停止を適切に行い、更なる収入未済額の縮減を図る。

そのため、各県税事務所が計画に基づき定めた縮減目標と事業計画の進捗状況を定期的に報告させることにより、適切な債権管理の指導・助言を行っていく。

(2) 管財課

イ 監査委員の報告の内容

行政財産の使用料等の収入遅延に関し、督促を行っていないもの及び督促を行わなかったことにより延滞金の徴収ができないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

○督促を行っていないもの。

- ・件数 38件
- ・調定金額 15,605,200円

○督促を行わないため延滞金の徴収ができないもの。

- ・件数 2件
- ・調定金額 5,856,220円
- ・延滞金額 71,700円

ロ 措置の内容

(イ) 経理担当班及び事業担当班の複数職員で、財務システムから出力される収納状況一覧表により、調定案件すべての、収納状況を確認する。

(ロ) 納入期限を過ぎても収納が確認されない案件については、財務規則に定める督促期限内に督促状を発行する。

(ハ) 収納確認後、延滞金の算定を行い、延滞金が発生する場合は、納入通知書を発行する。

(3) 環境政策課・再生可能エネルギー室

イ 監査委員の報告の内容

補助金等精算返還金（平成23年度産業廃棄物再資源化・再生資源利活用設備等整備事業費及び平成24年度みやぎ産業廃棄物3R等推進設備事業に係る返還金）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・平成27年度収入未済額

現年度分	36,118,000円
過年度分	0円
合計	36,118,000円

ロ 措置の内容

事業実施主体が、平成27年9月に廃棄物処理法違反による処罰を受けたため、過年度に交付していた補助金の交付決定を取り消し、全額の返還を求めたものであり、年度内に返還されず収入未済となった。

債務者は、上記処罰に伴う廃棄物処理業許可の取消によって事業継続が困難となっ

ているが、庁内関係課所と連携しつつ、継続的に面談等を実施し、会社の事業計画や資産状況の把握に努めながら、補助金返還に向けた交渉を行っている。

今後も引き続き、債務者に粘り強く納付を促していくとともに、適切な債権管理に努めていく。

(4) 循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

（内容）

- ・平成27年度収入未済額
 - 現年度分 64,654,681円
 - 過年度分 544,453,759円
 - 合計 609,108,440円
- ・平成26年度収入未済額
 - 現年度分 31,646,763円
 - 過年度分 513,622,996円
 - 合計 545,269,759円

ロ 措置の内容

債務者（不真正連帯債務者8者）のうち県内在住者については、定期的に自宅等を訪問して納付折衝を行い、自主的納付を促しており、今年度は4月から9月までに、一部納付金として402,000円を回収した。

引き続き、粘り強く債務者に納付を促す交渉を行っていくほか、定期的に所得調査及び財産調査などを実施し、新たな財産の発見に努め、必要に応じて差押えを行うなど、できる限り債権回収に努めていく。

平成27年度収入未済額	609,108,440円(A)
収入済額	402,000円(B)
不納欠損額	0円(C)
平成28年度調定額	28,710,603円(D)
平成28年9月末収入未済額	637,417,043円(A-B-C+D)

(5) 子育て支援課

イ 監査委員の報告の内容

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金、児童保護費、過誤払返納金及び児童扶養手当給付費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

（内容）

○母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

- ・平成27年度収入未済額
 - 現年度分 12,305,948円
 - 過年度分 83,673,066円
 - 合計 95,979,014円
- ・平成26年度収入未済額
 - 現年度分 14,527,371円

過年度分 84,768,164円
合 計 99,295,535円

○児童保護費

・平成27年度収入未済額

現年度分 2,396,940円
過年度分 10,507,990円
合 計 12,904,930円

・平成26年度収入未済額

現年度分 1,924,940円
過年度分 12,198,550円
合 計 14,123,490円

○過誤払返納金（里親委託費）

・平成27年度収入未済額

現年度分 72,000円
過年度分 1,300,994円
合 計 1,372,994円

・平成26年度収入未済額

現年度分 1,300,994円
過年度分 2,240円
合 計 1,303,234円

○児童扶養手当給付費返還金

・平成27年度収入未済額

現年度分 493,860円
過年度分 14,472,070円
合 計 14,965,930円

・平成26年度収入未済額

現年度分 311,910円
過年度分 15,980,640円
合 計 16,292,550円

ロ 措置の内容

○母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

母子父子寡婦福祉資金貸付金の収入未済額については、本庁と事務所が一体となり保健福祉部全体で取り組むため平成27年3月に策定した「意識改革プログラム」及び「縮減方針」に基づき、対応してきたところである。

組織をあげた体制として部長をトップとする対策会議のほか、各事務所で所内検討会を開催し、職員の意識付けを強化した上で、債権管理マニュアルの策定、県内統一基準による債権管理と集中催告、また「借りたものは返すもの」という意識を持たせるよう粘り強い説得等に取り組んだ結果、未済額が大きく（約3,300千円）縮減した。

このことから、新たな未済を少なくすべく、保健福祉事務所に対し、より効果的な取組に資するための情報共有等適宜助言するとともに、平成29年度からの債権管理システムの円滑な導入に努めていく。

・平成27年度収入未済額 95,979,014円

収入済額	6,356,298円
不納欠損額	0円
平成28年8月末現在収入未済額	89,622,716円

○児童保護費

(イ) 前年度に比較し、過年度分は減少しているが、現年度分は増加している。現年度分の収入未済の増加は、過年度分の累積増加につながるためより対策を強化する必要がある。そのため児童相談所に対し、次のことを助言した。

- a 新規に児童を措置するに当たっては、その保護者に負担金納入について十分な説明を行い、理解を得ることを徹底すること。
- b 滞納が発生した場合には、迅速に納付交渉を行い、滞納者から納付できない理由を確認するとともに、必要な場合には分割納入を指導、又は徴収の猶予を検討すること。また、定期的な納付指導を継続すること。
- c 職員を現金取扱員として一部納付金の受領を認めるようにするなど、個々の実態に合わせた納入促進対策を行うこと。
- d 滞納者の子である児童の保護に支障がないことが確認できる場合は、滞納処分も視野に入れ、財産調査を実施すること。

(ロ) 時効が成立した債権については、引き続き不納欠損として処理していく。

(ハ) 債権回収会社への業務委託を検討する。

・平成27年度収入未済額	12,904,930円
収入済額	390,170円
不納欠損額	0円
平成28年8月末現在収入未済額	12,514,760円

○過誤払返納金（里親委託費）

当課の助言を受け、過誤払返納金のあった東部児童相談所では、平成27年度に返納対象者に対し督促を行った。今後、返納対象者の財産状況の把握に努めながら分割納入等の指導するよう再度助言した。

また、新たな過誤払返納金が生じないように、里親の状況把握を慎重に行うよう指導した。

・平成27年度収入未済額	1,372,994円
収入済額	0円
不納欠損額	0円
平成28年8月末現在収入未済額	1,372,994円

○児童扶養手当給付費返還金

民間企業のボーナス期に合わせて、特別滞納整理期間（7月及び12月）を設け、集中的に督促を行っており、平成28年度においても、7月に集中督促を行った。

なお、市町村と連携して支払差止の処理を行うなど、返還金発生 of 未然防止に努めた。

・平成27年度収入未済額	14,965,930円
収入済額	281,330円
不納欠損額	0円
平成28年8月末現在収入未済額	14,684,600円

イ 監査委員の報告の内容

中小企業等グループ施設等復旧整備補助金返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

- ・平成27年度収入未済額
 - 現年度分 16,822,765円
 - 過年度分 624,132,558円
 - 合 計 640,955,323円
- ・平成26年度収入未済額
 - 現年度分 0円
 - 過年度分 624,132,558円
 - 合 計 624,132,558円

ロ 措置の内容

平成27年度現年度分収入未済の1法人については、平成27年9月に破産手続きが開始され、補助金で取得した財産の処分による換価が必要となったことから承認し、返還金の納付を命令したが、配当手続未了のため未収となったもの。平成28年末までに破産手続きが終結する予定であるが、全額回収には至らない見込みである。

また、不正受給案件である1法人の収入未済については、納付指導や経営状況の把握に努めてきたが、平成28年3月に民事再生手続開始決定を受けたことから、再生計画案の内容を確認した上で、国と調整しながら対応を検討していく。

(7) 雇用対策課

イ 監査委員の報告の内容

補助金等精算返還金及び過誤払返納金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○補助金等精算返還金（雇用維持奨励金及び事業復興型雇用創出助成金）

- ・平成27年度収入未済額
 - 現年度分 517,000円
 - 過年度分 588,938円
 - 合 計 1,105,938円
- ・平成26年度収入未済額
 - 現年度分 542,000円
 - 過年度分 588,938円
 - 合 計 1,130,938円

○過誤払返納金（事業復興型雇用創出助成金）

- ・平成27年度収入未済額
 - 現年度分 4,544,000円
 - 過年度分 0円
 - 合 計 4,544,000円

ロ 措置の内容

○補助金等精算返還金

平成27年度現年度分517,000円については、3回の分割納付計画により納付予定

だったが、債務者と5月から連絡が取れなくなり行方不明であるため、調査を継続していく。

平成27年度過年度分588,938円については、債務者に対し平成25年12月20日付けで奨励金588,938円の交付決定取消・返還命令を行っているが、現在破産申立に向けて弁護士が対応中であることから、毎月1回は電話による状況確認を行い、債権回収に努めている。

平成26年度分542,000円については、債務者に破産廃止の処分がなされたため不納欠損処分を行った。

○過誤払返納金

債務者の業績不振などから分割納付としたが、一部しか納付されていない。随時納付指導を行い自主納付させることとしているが、長期的な納付が見込まれることから、債権管理を十分に行い完納に努めていく。

(8) 農林水産経営支援課

イ 監査委員の報告の内容

林業・木材産業改善資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・平成27年度収入未済額

現年度分	4,280,000円
過年度分	28,256,000円
合 計	32,536,000円

・平成26年度収入未済額

現年度分	4,852,000円
過年度分	25,336,000円
合 計	30,188,000円

ロ 措置の内容

林業・木材産業改善資金償還金については、収入未済額の縮減に向けて、債務者への電話連絡や訪問面談により資産や生活状況等を把握し、地方振興事務所とも連携しながら債権の回収に努めてきた。

長期延滞者は、倒産により破産した者や経営不振に加え東日本大震災の原発事故の影響により更に経営が悪化した者などで収入も乏しく、その多くが高齢者であることから、今後も電話連絡や面談等により納入指導を継続し、収納促進を図っていくほか、償還が著しく困難であると判断される案件については、債権放棄も視野に入れながら今後の対応を検討していく。

平成27年度収入未済額	32,536,000円
収入済額	30,000円
不納欠損額	0円
平成28年9月末現在収入未済額	32,506,000円

(9) 畜産課・全国和牛能力共進会推進室

イ 監査委員の報告の内容

死亡牛適正処理施設整備事業補助金返還金において、収入未済があったので、収納

促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

- ・平成27年度収入未済額
 - 現年度分 0円
 - 過年度分 29,709,868円
 - 合 計 29,709,868円
- ・平成26年度収入未済額
 - 現年度分 29,709,868円
 - 過年度分 0円
 - 合 計 29,709,868円

ロ 措置の内容

破産案件である1法人の収入未済については、平成26年11月に裁判所への債権届出以降、平成28年9月まで7回開催された債権者集会に出席するなどし、情報収集を継続している。債権総額が約2億7千万円に上り、県債権への配当は極めて厳しい状況であるものの、引き続き状況把握に努める。

平成27年度収入未済額	29,709,868円
収入済額	0円
不納欠損額	0円
平成28年9月末現在収入未済額	29,709,868円

(10) 住宅課・復興住宅整備室

イ 監査委員の報告の内容

県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○県営住宅使用料

- ・平成27年度収入未済額
 - 現年度分 15,141,480円
 - 過年度分 35,612,802円
 - 合 計 50,754,282円
- ・平成26年度収入未済額
 - 現年度分 21,001,353円
 - 過年度分 96,752,563円
 - 合 計 117,753,916円

○県営住宅駐車場使用料

- ・平成27年度収入未済額
 - 現年度分 1,421,950円
 - 過年度分 2,084,520円
 - 合 計 3,506,470円
- ・平成26年度収入未済額
 - 現年度分 2,251,200円
 - 過年度分 5,329,600円
 - 合 計 7,580,800円

ロ 措置の内容

平成23年9月に滞納家賃縮減対策の検討機関として、有識者を中心に組織する「県営住宅滞納家賃等縮減推進委員会」を設置し、課題分析と対応策の検討を行い同年12月、委員会から「提言」を受け、「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組方針」を策定した。

平成23年度から27年度までを「滞納縮減重点取組推進期間」として重点的に取組んできたが、期間満了に伴い、新たに「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組について」（平成28年度から平成32年度）を定め、滞納家賃等の縮減に向けた取組を実施している。

新たに定めた取組では、これまでの実績を踏まえ、推進期間中の取組の継続実施を基本とし、重点的な取組事項を定めて取り組んでいる。

(11) 高校教育課

イ 監査委員の報告の内容

高等学校等育英奨学資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

- ・平成27年度収入未済額
 - 現年度分 69,198,456円
 - 過年度分 89,517,912円
 - 合 計 158,716,368円
- ・平成26年度収入未済額
 - 現年度分 54,049,133円
 - 過年度分 57,772,663円
 - 合 計 111,821,796円

ロ 措置の内容

収入未済額を縮減するため、未納者に対し、督促状を送付し、さらに3か月毎に納付催告書を郵送するほか、電話により督促している。

督促は、本人のみならず、保証人に対しても粘り強く行っている。

H27年度において、過年度の収入未済のうち、22,303,884円を回収し、収入未済額の縮減に努めた。

(12) 警察本部

イ 監査委員の報告の内容

損害賠償金、放置違反金及び延滞金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

- 損害賠償金
 - ・平成27年度収入未済額
 - 現年度分 2,842,560円
 - 過年度分 17,668,184円
 - 合 計 20,510,744円
 - ・平成26年度収入未済額

現年度分	3,658,134円
過年度分	14,415,850円
合 計	18,073,984円

○放置違反金

・平成27年度収入未済額

現年度分	4,917,000円
過年度分	7,818,000円
合 計	12,735,000円

・平成26年度収入未済額

現年度分	5,621,000円
過年度分	11,819,509円
合 計	17,440,509円

○ 延滞金（放置違反金に係る延滞金）

・平成27年度収入未済額

現年度分	712,900円
過年度分	997,400円
合 計	1,710,300円

・平成26年度収入未済額

現年度分	479,800円
過年度分	1,370,190円
合 計	1,849,990円

ロ 措置の内容

(イ) 損害賠償金

a 電話による納付促進

電話による納付催促を実施した。

b 分割納付・一部現金による債権の回収

生活困窮等の理由で一括納付ができない債務者に対しては、一部現金納付により債権を回収した。

c 分割納付者に対する指導

分割納付者のうち、納付が滞りがちとなっている債務者に対しては、電話による納付指導を実施した。

平成27年度収入未済額の処理状況

平成27年度収入未済額	20,510,744円
収入済額	290,000円
不納欠損額	0円
平成28年9月末現在収入未済額	20,220,744円

(ロ) 放置違反金及び放置違反金に係る延滞金

a 電話催促による自主納付の促進

督促後も滞納している者に対しては早期に電話催促を実施し自主納付を促した。

b 臨戸による現金徴収（自主納付）の強化

督促・催促後の滞納者及び所在不明・連絡が取れない者に対しては追跡調査を徹底し、積極的に臨戸を実施して自主納付を促すと共に可能な限り現金徴収を行

った。

c 滞納処分の実施

再三の催告に応じない滞納者については、財産調査を徹底し預貯金債権の差押え等の滞納処分を実施した。

平成27年度収入未済額の処理状況（放置違反金）

平成27年度収入未済額	12,735,000円
収入済額	3,747,000円
不納欠損額	0円

平成28年9月末現在収入未済額 8,988,000円

平成27年度収入未済額の処理状況（放置違反金に係る延滞金）

平成27年度収入未済額	1,710,300円
収入済額	151,100円
不納欠損額	0円

平成28年9月末現在収入未済額 1,559,200円